

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

和水町の人口は、旧菊水町と旧三加和町の合併直後の平成18年4月1日時点では12,374人であったが、令和3年4月1日現在では9,634人となり、合併から15年経過し2,740人も減少している。同年同月の住民基本台帳人口によると高齢化率が41.7%となっている。また、平成27年の労働力人口は5,047人で、本町人口に占める割合は52.4%であるが、人口比率で見ると労働人口に占める高齢層が多く、少子高齢化が顕著である。

和水町産業構造(産業別就業者数)の割合は、平成27年国勢調査において第3次産業が約6割、第2次産業が約2割、第1次産業が約2割の順である。

一人当たりの所得状況は、平成27年度の市町村所得推計によると、熊本県民一人当たり2,441千円に対し、和水町は2,177千円と県平均所得の約90%にとどまっている。

現在、域内の中小企業は、人手不足・後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中手企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の一つとなり、九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有する自治体として、地の利を活かして更に経済発展していくことを目指す。

それを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等の導入計画の認定を行う。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

和水町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が和水町の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く業者の生産性向上実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

和水町の産業は、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

和水町の産業は、農林水産業・製造業・サービス業と多岐に渡り、多種多様な業種が和水町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。